

議案第38号

幸手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例

幸手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年6月1日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件である修了すべき研修に中核市の長が行う研修を追加したいので、この案を提出するものである。